TSRマネジメント規程

(目的)

第1条 このTSR (Taisho University Social Responsibility) マネジメント規程は、教育基本法第7条第1項及び学校教育法第83条第1項の理念に基づき、大正大学(以下、「本学」という。)の目的である教育、研究、社会貢献等の機能を最大化させるため、円滑な運営を目指した学内ガバナンス体制を構築し、理事会、教授会等学内意思決定機関で策定された大学運営計画に則り、目標管理型マネジメントを確立することを目的とする。

(定義)

第2条 TSRマネジメントとは、前条の目的を達成するために大学の教育、研究、社会貢献等の諸活動を「5つの社会的責任」(①教育・研究の充実・発展、②学生生活の充実、③特色ある社会貢献・地域連携、④ミッションに基づく学風の醸成、⑤TSRに基づく大学運営)に分類し、それらの活動を行うための資源を「5つの経営資源」(①人材の確保、②充実した教育環境、③安定した財務、④情報、⑤働き方改革)と位置付けた本学独自のPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを稼働させるシステムをいう。

(機能)

第3条 TSRマネジメントは本学が独自に開発したTSRマネジメントシート(以下、「TSRシート」という。)によって運用し、TSRシートは、基本的に次の各号の機能を有するツールとする。

- (1) 執行業務の立案
- (2) 自己点検・評価
- (3) 事業の進捗管理
- (4) 検証,評価
- (5) 考課測定
- 2 運用及び管理については、別に定める。

(TSRシートの種類)

- 第4条 TSRシートは、次の5種類に分類する。
- (1) TSRマネジメントシート (大学総合)
- (2) TSRマネジメントシート (学部,研究科)
- (3) TSRマネジメントシート (学科, 大学院専攻)
- (4) TSRマネジメントシート(大学運営)
- (5) TSRマネジメントシート (教職員)
- 2 前項各号の各シートの運用については、別に定める。

(適用範囲)

- 第5条 TSRマネジメントシステムの適用範囲は、以下のとおりとする。
- (1) 本学の中期マスタープラン及び事業計画の推進

- (2) 教育・研究活動
- (3) 学生生活支援
- (4) 地域·社会貢献活動,連携活動
- (5) 事務局各部局の所管業務(図書館運営含む)
- (6) その他,必要な事業又は業務

(検証評価)

第6条 本学学則第2条第1項並びに本学大学院学則第2条第1項に基づき実施する自己 点検・自己評価は、TSRマネジメントによって実施する。

2 自己点検・自己評価の対象範囲は、第2条に定めるTSRマネジメントの区分とし、具体的な運営、方法の詳細については、別に定める。

(管掌)

第7条 この規程の事務管掌は、総合政策部総合政策課とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年12月18日から施行する。

附則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年5月18日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。